合志市総合センター「ヴィーブル」トレーニングルーム運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

１　目　的

この要領は、合志市（以下「本市」という。）が「合志市総合センター「ヴィーブル」トレーニングルーム運営業務」（以下「業務」という。）を委託するにあたり、受託を希望し、かつ、業務を行なう能力を有する民間事業者の中から、より本市の求める業務を遂行できる最も適した民間事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

２　業務の概要

（１）業　務　名　　合志市総合センター「ヴィーブル」トレーニングルーム運営業務委託

（２）業 務 内 容　　別紙「合志市総合センター「ヴィーブル」トレーニングルーム運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）履 行 期 間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（４）見積限度額　　８６，９４０，０００円（５年）
（消費税及び地方消費税を含む）

３　プロポーザルにより受託候補者を選定する理由

本業務は、市民に対して、合志市総合センターヴィーブルトレーニングルーム運営について支障がない施設管理運営を行なうことを目的とする。したがって、本業務の遂行のためには、業務内容を十分に理解し、かつ、企画力、専門性、経験及び実績を有していることが必要であり、価格のみによる競争では、当該業務の受託候補者を特定することは困難であると考えられることから、プロポーザル方式によって受託候補者を選定する。

４　プロポーザル参加資格条件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 ※1 の規定を準用し、該当しないこと。

※1　地方自治法施行令第 167 条の 4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当するもの参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（2）本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（3）国税、都道府県税、市町村民税に未納がないこと。

（4）過去 5 年間に、地方公共団体のトレーニングルーム運営業務等類似の業務実績を有すること。

5　日　程

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
実施要領の公表	令和 8 年 11 月 25 日（水）	本市ホームページによる公表
質疑書の提出期限	令和 8 年 12 月 9 日（水） 17 時まで	生涯学習課へ FAX 又は電子メールで提出
参加申込書の提出期限	令和 8 年 12 月 18 日（金） 17 時まで	生涯学習課へ FAX 又は電子メールで提出
企画提案書の提出期限	令和 9 年 1 月 15 日（金） 17 時　必着	生涯学習課へ持参
審査	令和 9 年 1 月下旬	合志市役所 ※企画提案書（覆面）による審査
受託候補者決定	令和 9 年 2 月上旬	受託候補者決定通知による
審査結果の公表		本市ホームページによる公表

6　事業者の公募

（1）実施要領の公表等

実施要領、提出様式及び仕様書は、本市ホームページからダウンロードにより取得するか、生涯学習課で直接受け取ること。

（２）参加の申し込み

プロポーザルに参加する者は、次により「**参加申込書（様式１号）**」を提出すること。

ア　提出方法

生涯学習課まで FAX 又は電子メールによる。

（FAX）096-248-5555　（電子メール）gakusyu@city.koshi.lg.jp

※FAX・電子メールの送受信に起因するトラブルについて、本市は一切の責任を負わない。

イ　申込期間

実施要領の公表日　から　令和８年 12 月 18 日（金）まで

（受領時間：８時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで）

７　質疑書の提出及び回答

本要領及び仕様書等に対する質疑がある場合は、次により「**質疑書（様式２号）**」を提出すること。

（１）提出方法

生涯学習課まで FAX 又は電子メールによる。

（FAX）096-248-5555　（電子メール）gakusyu@city.koshi.lg.jp

※FAX・電子メールの送受信に起因するトラブルについて、本市は一切の責任を負わない。

（２）提出期間

実施要領の公表日　から　令和８年 12 月９日（水）17 時まで

（３）質疑に対する回答

質疑に対する回答は、質疑者の名称などを匿名化して、一括して全ての参加者申込者に対し、電子メールで返信する。また、本市ホームページへの掲載による公表を行う。

８　参加申し込み後のプロポーザル参加の辞退

参加申込書を提出した者で、プロポーザルの参加を辞退するときは、企画提案書等の提出期限の前日までに「**プロポーザル参加辞退届（様式３号）**」を生涯学習課まで持参又は郵送により提出すること。

（受領時間：８時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで）

９　提案方法

（１）　提出書類

提案書は、次に掲げる書式により提案することとし、Ａ４版（縦横問わず）で統一して作成すること。提案内容本文の文字サイズは、１１ポイント以上とすること。
また、企画提案書の構成をプレゼンテーションの構成と一致させること。

提出書類 内容、留意事項等 様式

１ 企画提案書表紙（様式４号）	様式に従い記載すること。
２ 企画提案書（任意様式）	別紙仕様書に基づき提案内容を作成すること。
３ 提案者概要書（任意様式）	名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容、安全管理・緊急対応マニュアル（緊急連絡体制）等
４ 受託業務実績書（様式５号）	類似業務の受託実績について記載すること。
５ 業務実施体制調書（様式６号）	受託業務の実施体制について記載すること。
６ 見積書（任意様式）	別紙「合志市総合センター「ヴィーブル」トレーニンググルーム運営業務委託仕様書」の仕様による見積書であること。
７ 見積内訳書（任意様式）	見積の積算根拠となる見積金額の内訳書

（２）提出部数　12 部（正本 1 部、副本 11 部（副本は複写可））

（３）提出期限　令和 9 年 1 月 15 日（金）17 時　必着
※持参の場合の受領時間は、8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで
※郵送の場合は、期限内に必着

（４）提出方法　生涯学習課まで持参又は郵送

（５）その他

ア　提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
イ　提出書類は返却しない。
ウ　提出書類は、合志市情報公開条例に基づく開示請求により、開示する場合がある。
エ　提出書類の作成費、運搬費等の諸費用は、提案者の負担とする。
オ　市は、提出書類を選定委員会の審査以外に提案者に無断で使用しない。

１０　参加資格確認書類

本市管財課へ「合志市競争入札参加資格申請書」を提出していない事業者は、以下の書類を提出すること。

（１）提出書類

ア　登記事項証明書（3 カ月以内に発行されたもの。写し可）

法務局が発行する「履歴事項全部証明書」

イ　国税の納税証明書（3 カ月以内に発行されたもの。写し可）
管轄の税務署で発行する発行する「納税証明書（その 3 の 3)」
※「法人税」「消費税及び地方消費税」の未納がないことの証明

ウ　印鑑証明書（3 カ月以内に発行されたもの。写し可）
法務局が発行する法人の「印鑑証明書」

エ　使用印鑑届

（2）提出部数　　各 1 部

（3）提出方法　　生涯学習課まで持参又は郵送による。
※「参加申込書（様式 1 号)」又は「企画提案書（様式 4 号)」と同時に提出すること。

（4）提出期限　　令和 9 年 1 月 15 日（金）17 時　必着

１１　評価方法及び評価基準

（1）評価方法
提案者からの企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、下記の審査項目について審査員が評価を行い、最高得点を獲得した提案者に決定する。ただし、最高得点の提案者が複数ある場合、審査員で協議の上、決定する。

（2）審査項目及び評価基準
①全体評価
②項目評価
③実績評価
④価格評価
※評価基準については【別添】評価基準を参照
※④については参加事業者の見積金額のうち最低金額から計算した参加事業者の見積金額の割合を計算し、評価点を決定する。

（3）失格事項
次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とし、その提案は無効とする。

ア　見積金額が前記２（４）で示した見積限度額を超過するもの
イ　本要領に適合しないものを提出した場合
ウ　審査員又は事務局に不正な接触を行った場合
エ　提案の際に虚偽の記載及び表現をした場合

１２　審査結果の通知及び公表

審査結果は、全提案者に通知する。併せて受託候補者は本市ホームページに公表する。

１３　契約に関する基本事項

（１）契約締結

プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。

なお、本市と受託者候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において総合評価点が高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行なうこととする。

（２）支払い

委託料は、月額固定の委託料とする。

なお、受託者は、業務完了後に教育委員会事務局教育部　生涯学習課宛に請求書を提出するものとし、本市は、請求書の提出を受けたときは、速やかに委託料を受託者が指定する口座に振り込むものとする。

１４　その他の留意事項

（１） 参加を辞退したことにより、今後それを理由とした不利益な取扱いは行わない。

（２）提案者が１社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。

（３）決定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。

（４）提案者は、受託候補者決定後、プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

（５）業務遂行にあたっては、適宜実務担当者が来庁し、本市と緊密に協議すること。

１５　プロポーザルに関する連絡先

〒861-1116　熊本県合志市福原 2922 番地
合志市役所　教育委員会事務局教育部
生涯学習課　スポーツ振興班　担当：本間
（電子メール）　gakusyu@city.koshi.lg.jp
（電話）　096-248-5555　（直通）
（FAX）　096-248-5450　（代表）

【別添】評価基準（標準例３）

評価項目	評価内容		配点
①全体評価	的確性	仕様を熟知し明確かつ具体的に提案されているか	10
	理解度	委託の基本的な考え方に基づき、仕様内容に対する理解・知識が十分にあるか	15
小　　計			25
②項目評価	配置・運用 （仕様書 6-1）	仕様書に基づいた適正な人員配置（平日午後・土日祝の２名体制等）が確実に行われているか また、急な欠員に対するバックアップ体制や、研修期間（人数換算除外）の遵守が明確か	5
	専門性 （仕様書 6-2）	配置スタッフが社会体育課程修了者や有資格者など、仕様書が求める資質を有しているか	5
	緊急連絡体制 安全管理 （仕様書 6-3、13）	心肺蘇生法の習熟、および緊急時の連絡体制（生涯学習課との連携）がマニュアル化されているか	5
		事故防止のための施設・器具点検計画や、監視体制の工夫がなされているか	5
	利用者満足 （仕様書 7-1、9）	適切な接遇や身だしなみ、定期的な振り返りによるサービス向上策が検討されているか	5
		ストレッチ教室等の各種教室の開催内容が、多様な層に配慮された魅力的なものか	5
	指導能力 （仕様書 7-2）	インボディ測定や体力測定の結果に基づき、効果的なプログラムの指導・助言ができる能力があるか	5
		障がい者スポーツの推進について、安全確保や利用促進に向けた具体的なノウハウを有しているか	5
	事務遂行 （仕様書 7-3、8）	日誌、月次報告会、利用者統計等の事務処理を正確かつ円滑に遂行できる体制か	5
	情報管理 （仕様書 7-3、10）	個人情報（カルテ・身体データ等）の漏洩防止対策が適切に講じられているか	5
小　　計			50
③実績評価	本業務と同種・類似業務の実績がある		10
④価格評価	業務内容に対し、積算根拠が明確で妥当な金額か 満点（15 点）×（各参加事業者の見積金額のうち最低金額／各参加事業者の見積金額）		15
小　　計			25
合　　計			100